

## 別紙 3 - 1

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち国産飼料の流通推進対策のうち飼料供給連携体制整備対策の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第 2 の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続等のうち本要領第 2 の 3 の (1) に係るものは、次のとおりとする。

### 第 1 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 連携型

畜産農家と耕種農家のマッチング活動や取引の拡大、飼料生産組織への機械導入等により耕畜連携を支援するものとし、詳細は別紙 3 - 1 - 1 に定めるとおりとする。

#### (2) 供給型

品質表示による国産飼料の販売の拡大、国産粗飼料の品質表示基準の策定等を支援するものとし、詳細は別紙 3 - 1 - 2 に定めるとおりとする。